

共有すべき事例

2019年 No.11 事例 1 調剤に関する事例

事例

【事例の内容】

患者にトリプタノール錠25が処方され、薬剤を交付した。その後、患者から、処方医からは痛み止めの薬を処方すると説明されたが、渡された薬剤情報提供書にトリプタノール錠25がうつ病の治療薬であると記載されていることについて問い合わせがあった。トリプタノール錠25は帯状疱疹による疼痛に対して処方されたことを患者に説明した。

【背景・要因】

トリプタノール錠25が皮膚科から処方されたため、交付した薬剤師は帯状疱疹による疼痛に対して処方されたものと理解したが、患者には処方医から説明があったと思い込み、説明をしなかった。

【薬局が考えた改善策】

薬剤師は、トリプタノール錠がうつ病の治療の他に末梢性神経障害性疼痛の治療にも用いられることを理解したうえで、患者に合わせた服薬指導を行う。

その他の情報

トリプタノール錠10／25の添付文書（一部抜粋）

【効能・効果】

精神科領域におけるうつ病・うつ状態、夜尿症、末梢性神経障害性疼痛

事例のポイント

- 患者へ手渡す薬剤情報提供書は個々の患者のために作成されるべきものであるため、複数の効能・効果を有する薬剤が処方された場合は、患者の病状に適した情報を選択して提供することが望ましい。
- やむを得ず、薬剤情報提供書に患者の病状と無関係な情報を掲載して提供する場合は、患者の誤解を招くことがないよう丁寧に説明する必要がある。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくなるため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2019年 No.11 事例2 疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

前回、初めてワーファリン錠1mg 1日1.5mgが処方された。今回は2回目の処方で、1日2mgに増量になった。診察の際、PT-INRが0.98であったため、処方医が効果不十分と判断したようであった。患者に薬剤を交付する際に服用状況について確認すると、初めて服用する薬剤だったため飲み忘れてしまい、服用した回数は1～2回であったことを聞き取った。また、患者はそのことを処方医に伝えていなかった。増量により出血のリスクが高まる可能性があると考え、処方医に患者の服薬状況を報告したところ、1日1.5mgに変更になった。

【背景・要因】

処方医による患者の服薬状況に関する確認が不十分であったと推察する。

【薬局が考えた改善策】

効果不十分を理由に投与量が増え変わった場合は、服薬状況や併用している薬剤、日頃摂取しているサプリメントや食品などの情報を患者から詳しく聞き取る必要がある。

事例のポイント

- 薬物療法を安全かつ有効に進めていくには、薬剤師が患者の服薬に関する情報を継続的に把握し、それに基づく管理や指導を行うことが重要である。
- 特に注意が必要な薬剤が処方された場合は、調剤した薬剤を交付する時だけでなく患者の服薬期間中にも服用状況の確認を行うことで、服薬アドヒアランスの不良を早期に発見し、服用しないことによるリスクを回避することが可能となる。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2019年 No.11 事例3 疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

患者は下痢や軟便の症状が続いていたため、近隣の医療機関を受診した。イリボー錠 $5\mu\text{g}$ 1錠が処方されたが、患者は女性で初回投与であることから、1日の投与量について疑義照会を行った。その結果、イリボー錠 $2.5\mu\text{g}$ 1錠へ変更になった。

【背景・要因】

女性にイリボー錠を投与する際は、1日 $2.5\mu\text{g}$ から開始し、効果が不十分な場合に $5\mu\text{g}$ に増量することを把握していたため、疑義照会を行うことができた。

【薬局が考えた改善策】

イリボー錠が処方された際は、初回の服用であるかを確認する必要がある。

その他の情報

イリボー錠 $2.5\mu\text{g}$ / $5\mu\text{g}$ の添付文書（一部抜粋）

【用法・用量】

男性における下痢型過敏性腸症候群

通常、成人男性にはラモセトロン塩酸塩として $5\mu\text{g}$ を1日1回経口投与する。なお、症状により適宜増減するが、1日最高投与量は $10\mu\text{g}$ までとする。

女性における下痢型過敏性腸症候群

通常、成人女性にはラモセトロン塩酸塩として $2.5\mu\text{g}$ を1日1回経口投与する。なお、効果不十分の場合には増量することができるが、1日最高投与量は $5\mu\text{g}$ までとする。

事例のポイント

- イリボー錠 $2.5\mu\text{g}$ / $5\mu\text{g}$ は、性別により投与量が異なる薬剤である。
- 添付文書やインタビューフォームなどから薬剤の特性を理解し、処方監査を行うことが重要である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくなるため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>